

2019年度筑紫野市地方創生推進交付金 販売体験事業申込要領

(目的)

第1条 この要領は、筑紫野市の指定する地域（以下「指定地域」という。）において、創業に強い意欲や関心がある又は創業予定のある学生を有する学校等に対し、指定地域の対象空き店舗を利用し販売体験を行うことにより、創業意識を醸成し、未来の経営者を育成する機会を提供するとともに市内商業の活性化に寄与することを目的とする。

(内容)

第2条 学生等が制作したものや関連ある商品・サービスを自ら販売・提供することで買ってもらい喜びや難しさ・接客等を経験してもらう。また、店舗に経営アドバイザーを派遣して問題点の抽出や改善などを行うとともに、体験者同士の経営状況や情報交換等の交流を設け、「やる気」や「頑張り」を引出し、創業意欲の向上を図る。

(事業対象期間)

第3条 事業対象期間は、2019年7月1日から2020年2月28日までとする。

(事業申込期間)

第4条 事業申込期間は、2019年2月1日からとする。

(事業対象店舗)

第5条 本事業の対象となる店舗は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金の指定地域内に存在すること。
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の敷地外に存在すること。

(事業対象者)

第6条 事業の対象となる者（以下事業対象者）という。）は、短大、大学、専門学校、社会福祉法人等のうち、創業に強い意欲や関心がある又は創業予定のある学生を有する学校等で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 前各号に掲げるもののほか筑紫野市が適当でないと認める者

(事業対象業種)

第7条 事業の対象となる業種(以下「事業対象業種」という。)は、日本標準産業分類の分類表に掲げる業種分類のうち次の各号のいずれかに該当する業種であるものを想定する。ただし、本事業において事業対象業種を特定するものではない。

- (1) 小売業
- (2) 飲食サービス業
- (3) 生活関連サービス業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は事業対象業種としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等
- (2) 前1号に掲げるもののほか筑紫野市が適当でないと認める事業

(事業対象経費)

第8条 事業の対象となる経費(以下「事業対象経費」という。)は、毎月の店舗の家賃(住居部分に係る家賃、敷金、礼金、駐車場代、共益費、仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く。)とする。

(事業申請)

第9条 本事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、販売体験事業応募申込書に添付書類を添えて、筑紫野市商工会に提出しなければならない。

(事業対象者の決定)

第10条 筑紫野市商工会は前条の規定による申請があったとき、予算の範囲内で筑紫野市と協議の上、別段に定める選考により事業対象者を決定する。

(調査等)

第11条 筑紫野市は、事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(事業継続の意思確認)

第12条 本事業を受ける者(以下、「当事業者」という。)は、本事業において事業継続の意思を2020年1月20日までに筑紫野市商工会まで申し出なければならない。

(事業の停止)

第 13 条 筑紫野市商工会は、当事業者が虚偽の申請その他不正な行為により事業の決定を受けたとき、第 6 条各号および第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又はこの規則に違反したときは、事業を停止しなければならない。

(事業費の賠償)

第 14 条 筑紫野市商工会は、前条の規定により事業を停止した場合において、当該停止に係る事業対象経費等について、期限を定め、事業対象者に請求をすることができる。

(その他)

第 15 条 この規定にない場合は、筑紫野市と筑紫野市商工会が協議・決定し、本事業の円滑なる運営を推進していく